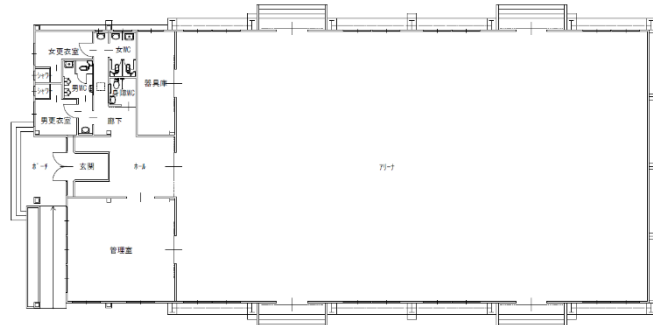


「東郷体育館」利用の手引き

1 施設の概要

名 所：東郷体育館
住 所：鳥取市北村 32-1
構 造：鉄骨造
床 面 積：788.72 m²
建設年度：平成元年度
施設平面図：右のとおり



2 利用の申込み

(1) 利用にあたっての流れ

使用申込書の提出（メール） ⇒ 使用料支払い ⇒ 鍵の受取 ⇒ 利用 ⇒ 鍵の返却

(2) 申込方法

- ・利用日の属する月の2か月前の初日（月の初日が土日祝日の場合は、次の開庁日が受付開始日）から予約できます。利用日の3日前（土日祝日を除く）までに、「使用申込書」を生涯学習・スポーツ課へメールにて提出してください。使用申込書は市ホームページに掲載しています。
使用申込書掲載 URL：<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1742948505954/index.html>
- ・利用日の2日前（土日祝日を除く）からの受付はできません。
- ・申込み前に空き状況をご確認ください。（※使用申込書掲載 URL に掲載）

(3) 使用料の支払い

- ・使用申込書記載の金額を確認後、納付書を郵送します。（お急ぎの場合は、窓口でお渡しします）
※使用料は前納になります。支払い確認のため、納入通知書兼領収書は捨てずにお持ちください。
- ・支払い済みの使用料は、災害等やむを得ない場合を除き、返金できません。使用申込のキャンセルを行う場合は、使用料支払い前かつ、体育館使用日前の市役所開庁時間内にご連絡ください。

(4) 鍵の受取及び返却

- ・上記、納付書の支払いを確認後、生涯学習・スポーツ課の窓口にてお渡しします。
- ・使用後は、生涯学習・スポーツ課の窓口にて、7日以内にご返却ください。
（次回の利用日が7日以内で、かつ使用料を支払い済みの場合は、返却期間を延期できます）
- ・鍵の受取及び返却は、市役所開庁時間内（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）にお願いします。夜間や土日祝日、年末年始は受取及び返却ができません。

(5) 施設管理者（問い合わせ先）

生涯学習・スポーツ課（本庁舎 5 階） ☎680-8571 鳥取市幸町 71 番地
電話：0857-30-8428 メール：kyo-gakuspo@city.tottori.lg.jp

【受付時間】平日 8 時 30 分～17 時 15 分（夜間や土日祝日、年末年始の受付は行っておりません）

(6) 施設を利用できない日

- ・年末年始（12月29日～1月3日）
- ・施設・設備保守点検日は使用できません。
- ・利用時間および利用できない日は臨時に変更する場合があります。

(7) 施設の利用できる時間

- ・上記（6）の日を除く 9 時～22 時

東郷体育館は、次の活用(または休止)が決まるまで、本手引きにより暫定的に管理を行います。

3 施設の使用料

【使用料一覧表】

区分	施設使用料 (1時間あたり)	器具使用料 (4時間あたり)	照明使用料 (1時間あたり)
小学生、中学生	100円	有料 (別記一覧のとおり)	270円
一般 (高校生含む)	200円	有料 (別記一覧のとおり)	270円
高齢者 (65歳以上)	100円	有料 (別記一覧のとおり)	270円
障がい者等	0円	0円	0円
市の主催事業、 学校教育活動等	0円	0円	0円

※地区利用の
減免はありません。

☆1時間未満は、1時間とする。

☆施設使用料は、連続して3時間以上使用する場合、この表に定める額の9割の額とする。

(注：この9割措置は、器具使用料、照明使用料には適用されません。)

☆照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。

※「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

※「障がい者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

☆「高齢者」「障がい者等」は、利用者の半数以上が該当の場合に適用になります。

※「学校教育活動等」とは市内中学校部活動・市内幼稚園活動・鳥取市小中体育連盟主催大会・高校体育連盟主催大会を言い、スポーツ少年団及びそれに準ずるクラブ・団体等の活動は含まれない。

【器具使用料一覧表】

区分	単位	使用料	備考
バレーボール用具	1対	330円	支柱1対、ネット、アンテナ
テニス用具	1対	330円	支柱1対、ネット
バドミントン用具	1対	110円	支柱1対、ネット
卓球用具	1対	110円	卓球台1台、ネット

※4時間を経過ごとに、上記の金額を乗じます。

※令和7年3月31日までに申込済みの利用は、従前の使用料になります

4 利用上の注意

- ・申請時間は準備・後片付けも含めた時間となります。利用時間をお守りください。
- ・敷地内は禁煙です。
- ・施設や附帯設備等を破損、紛失された場合は損害を賠償していただきます。
- ・貴重品等の盗難、駐車場等での事故については、市は責任を負いません。
- ・利用後はモップ等で清掃をし、用具を所定の配置に戻し、忘れ物の確認と片付けをしてください。
- ・ゴミはお持ち帰りください。

5 遵守事項

利用者は次の事項を遵守し、参集者にも責任をもって徹底させてください。

- ・騒音又は大声を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為や危険な行為をしないこと。
- ・他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ちこまないこと。
- ・施設や附帯設備等を汚損又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- ・所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- ・許可なく広告類等の掲示又は配布をしないこと。

6 利用の不許可

次のいずれかに該当すると認められる場合は、利用の許可はできません。

- ・宗教の普及（宗教団体の活動を含む）を目的とするとき。
- ・政治活動又は選挙運動を目的とするとき。
- ・集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- ・公の秩序や善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ・執務等に支障が生じるおそれがあるとき。
- ・スポーツ教室や物品の販売など、営利を目的として使用するとき。
- ・その他市長が適当でないと認めるとき。

7 利用の取り消し

次のいずれかに該当するときは、利用の中止、又は退去を命じることがあります。

- ・公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- ・災害が発生又は発生が予想されるとき。
- ・許可後に「6 利用の不許可」に該当することが明らかになったとき。
- ・利用者が許可条件や遵守事項に従わないとき。
- ・利用者が使用料を納付しないとき。
- ・公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

作成 鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課施設係
令和7年4月1日より施行
(初版 令和7年4月1日)